◎母体保護法の一部を改正する法律

(平成二二年六月二三日法律第四六号)(参)

提案理由(平成二二年五月一二日·参議院本会議

○柳田稔君

次に、母体保護法の一部を改正する法律案につきまして、厚 次に、母体保護法の一部を改正する法律案につきまして、厚

現行の母体保護法では、本年七月三十一日までに限り、都道明行の母体保護法では、本年七月三十一日までに限り、都道明行の母体保護法では、本年七月三十一日までに限り、都道明ます。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりま年七月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。本法律案は、こうした状況を踏まえ、その期限を平成二十七

以上、御報告申し上げます。何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。委員会提出の法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって以上がこの法律案の趣旨及び内容であります。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二二年六月一六日)

○鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました母体保護法の一部を

十七年七月三十一日までとするものであります。するものを販売することができる期限を五年間延長し、平成二行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を

決すべきものと議決した次第であります。 聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可に付託され、本日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を本案は、参議院提出に係るもので、去る五月十二日本委員会

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。